

平成 26 年度決算に基づく南部町の健全化判断比率等

H27.9.25 南部町財政課

自治体の財政破たんを未然に防ぎ、悪化した自治体に対して早期健全化を促す「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、自治体財政の健全度を表す健全化判断比率の四つの指標と公営企業の経営状況の健全度を示す資金不足比率の算定及び公表が義務付けられています。

平成 25 年度決算に基づいて算定された南部町の健全化判断比率と資金不足比率は次のとおりとなり、すべて基準を下回りました。

◆健全化判断比率

(単位：%)

| 区分 | 比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|------------|---------|--------|
| 実質赤字比率 | — | 15.0 | 20.0 |
| 連結実質赤字比率 | — | 20.0 | 30.0 |
| 実質公債費比率 | 7.3 | 25.0 | 35.0 |
| 将来負担比率 | — | 350.0 | |

※実質赤字比率、連結実質赤字比率については赤字額がないため「—」で表記。

※将来負担比率は、将来負担を充当可能財源等が上回るため「—」で表記。

◆資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計名 | 比率 | 経営健全化基準 |
|------------|----|---------|
| 簡易水道事業特別会計 | — | 20.0 |

※資金不足比率については資金不足がないため「—」で表記。